青色ひろば
境港 青色申告会
No.120

## 青色申告会の元気企業

# 親子2人の司法書士が運営

## ― ささきたけお事務所 ―

司法書士ささきたけお事務所は、2度目の登場となります。事務所では、事業主である佐々木健雄さんと息子の佐々木公之（ひろゆき）さんの2人で仕事をしています。メンバーは同じですが、今回は公之さんが2024年に見事、司法書士試験に合格されたとのことで再訪しました。

司法書士が2人の事務所になりましたが、健雄さんはパソコン操作をしません。健雄さん曰く「喋るのは私、パソコンで書類を作るのは公之」と事務所内での役割分担は以前と変わらないようです。

公之さんは1975年4月生まれの50歳。大学卒業後、広島で一般企業にお勤めでしたが、28歳の時、ささき事務所を手伝うため境港に帰ってきました。父である健雄さんは「司法書士試験は難しいからやめておけ」と忠告したそうですが、公之さんは今後のことを考えて試験勉強を始めました。

とはいえ、昼間は当然に仕事をしているので、それ以外の時間で通信教育を受けたり模試を受けたりしていました。ただ、健雄さんの言う通り、司法書士試験の合格率は5%程度とかなりの狭き門。紆余曲折はありましたが、とうとう念願の試験合格を勝ち取りました。

インタビューに応える佐々木健雄さん（左）と公之さん

司法書士の仕事は▽相続などの不動産登記手続きの代理▽会社設立などの商業登記手続きの代理▽訴状などの裁判所提出書類作成▽簡易裁判所における訴訟代理▽破産申立書類作成などの債務整理▽成年後見▽遺言執行人や各種財産管理人としての業務▽遺産承継業務▽民事信託支援―など、様々です。

ささき事務所でも不動産登記に関する業務を中心に様々な業務を行っています。相談内容としては相続贈与、不動産売買が多いのですが、最近は相続放棄が増えてきているのだとか。

相続があったとき、親の土地がいらない場合でも放棄しない限りは、相続することになります。放棄は一つの選択肢ですが、相続放棄は相続財産全てを放棄することになるので慎重に判断することが必要とのこと。

さて、公之さんは若いときにサッカーをしていたこともあって、最近は広島の友達とサンフレッチェ広島の試合を時々見に行ったりする余裕もできたようです。

明るいキャラクターの健雄さんと真面目な公之さんの名コンビで、皆様のご相談をお待ちしています。

(H)

**【事業所のあらまし】**

| | |
|---|---|
| **事業所名** | 司法書士ささきたけお事務所 |
| **代表者** | 佐々木 健雄（ささき・たけお） |
| **所在地** | 境港市馬場崎町８４ |
| **事業内容** | 司法書士、行政書士<br>簡裁訴訟代理関係業務 |
| **定休日** | 土・日曜日、祝日 |
| **営業時間** | 8:30～17:30 |
| **ＴＥＬ** | 0859-44-6130 |

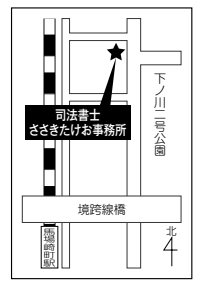


## 税務・会計一口メモ

### 決算のポイント

2025（令和7）年分の確定申告時期が近づいてきました。直前になって慌てないように、余裕をもって決算の準備をしましょう。確定申告は個人の1年間の所得を計算し納税額を確定するものですが、事業所得者の場合、決算の確定が前提となります。

決算整理事項は、次の通りです。

**在庫の確認**　年末に在庫として残っている商品や原材料などは、棚卸資産として計上します

**減価償却費の計上**　建物、構築物、機械装置、車両運搬具、工具器具備品などの固定資産は、取得価額がそのまま経費になるのではなく、その固定資産の法定耐用年数と選択している減価償却方法（定額法、定率法など）により計算した部分だけが当年分の減価償却費として必要経費になります。事業用だけでなく自家用にも使用している場合には、事業使用部分のみ必要経費となります

**自家消費**　商品などを自家消費した場合は、その価額を収入金額として計上します

**家事関連費**　店舗兼住宅の家賃や電気代など、事業使用部分と個人使用部分が混在している場合は、合理的な配分基準により計算し、事業使用部分のみ経費として計上します

(M)

## 青申会だより

### 所得税改正で変更点も

あっという間に2025年が終わり、新しい年を迎えました。早々に確定申告の文字が目の前をよぎっていく毎日です。

ことしの確定申告期間は、2月16日から3月16日までです。消費税の申告期限は、3月31日となっています。

2025（令和7）年度税制改正により、所得税の「基礎控除」および「給与所得控除」が見直され、新たに「特定親族特別控除」が設けられました。ことしの確定申告書には特定親族特別控除の欄が追加される予定です。

2月26日から3月3日まで、境港商工会議所で例年通り、決算と確定申告の個別相談会が開催されます。県西部地区の税理士さんが相談員です。変更点などで、不明なことがありましたら気軽にご相談ください。

(I)

## 知ってますか？　問題社員への対応

### 社長が最初にすべきこと

「協調性がなく、何度言っても改善しない」「勤務態度が悪く、職場の士気を下げる」－。

こうした問題社員への対応は、多くの経営者の頭痛の種です。「もう明日から来なくていい！」と宣告したい気持ちは山々ですが、日本の法律では解雇のハードルは極めて高く、安易な解雇は「不当解雇」として訴えられるリスクがあります。

会社を守るためのゴールは、解雇ではなく「自己都合退職（合意退職）」に持ち込むことです。そのために不可欠なのが、客観的な「事実」の積み上げです。

具体的には、口頭での注意で改善が見られない場合、漫然と放置せず、文書による「注意書」を交付して本人のサインをもらう、本人に「始末書」を提出させるなどの証拠の収集が重要となってきます。

それでも改善しなければ、就業規則に定められた手順に従って「懲戒処分」を段階的に行います。

このプロセスを徹底するには「総務と現場の連携」がカギを握ります。現場任せにせず、総務が主導して文書を作成し、いつ、どのような処分を行ったかを記録に残すのです。

「会社はやるべき指導と処分を尽くした」という動かぬ証拠（実績）があってこそ、本人は事の重大さに気づき、退職に応じる姿勢を見せます。

「急がば回れ」。正しい手順と記録こそが、トラブルなく会社を守る唯一の道です。

WaSay法律事務所 代表・弁護士　魚谷和世



あなたの町の
あなたのサポーターです
YOU WA Corporate guidance
保険をお探しのお客様へ　お気軽にご相談ください
一度、当代理店ホームページへ↓↓↓
株式会社 友和・保険センター
本　店 〒683-0802 鳥取県米子市東福原7-2-6 TEL（0859）34-4938 FAX34-5660
境港店 〒684-0071 鳥取県境港市外江町2361-2 TEL（0859）21-0117 FAX21-0118
ホームページ：www.youwa-hoken.jp/

YAMAMOTO
山本博敏税理士事務所
税理士　山本博敏
税理士　山本暢行
〒684-0032 鳥取県境港市元町1844-5
TEL 0859(44)0445 FAX 0859(44)1990
e-mail:yamamoto-hirotosi@tkcnf.or.jp